

2024年4月19日(金)

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」趣旨説明質疑

立憲民主党 中谷 一馬

立憲民主党の中谷一馬です。会派を代表して質問致します。

立憲民主党は、「誰ひとり取り残されないデジタル社会」というビジョンを掲げ、デジタル政策を推進するにあたっては、①政府による国民の監視手段にしない、②個人情報保護の徹底、③セキュリティの確保、④利便性の向上、⑤苦手な人も含め誰も取り残さず、使わない人が不利にならないという5原則をもとにDXを進めます。

デジタル社会形成は理想を突き詰めれば、自動的にあらゆる物の生産とサービスの提供がなされる社会に繋がり、様々な分野においてその発展が期待されます。

技術革新も早いスピード感で進展しており、みずほ銀行の産業調査では、26年後の2050年にはスマートフォンやPCを使っている人が0%、いなくなると想定され、デジタル機能を搭載したスマートコンタクトレンズなどの新しい技術が主流になると報告されています。

コペルニクスが、天動説が主流の時期に地動説を唱えた時のように、物事の見方・価値観が180度転換するエポックメイキングはいつの時代にも訪れます。

こうした時代において、私たち未来を創る政治家の役割は「無知の知」知らないことに気づき、日々の研鑽を怠らず、10年後、20年後はどういう時代かを推察しながら未来の“スタンダード”を構想し、国民が明日はもっとより良くなると実感できる政策を実践することです。

そこでまず伺いますが、2030年代、2040年代の近未来はどういったデジタル社会が形成されているという構想を持った上で、2020年代の今におけるデジタル政策を講じているのか、お示し下さい。

さて、ベース・レジストリの整備に関しては、社会活動の様々な場面で活用できる基盤となるデータベースを作成することが求められており、EBPMを推進する土台としても期待されていますが、政府は、国民からの信頼に足り得るベース・レジストリの整備をどのように行うのか、またデータの品質の確保に関し、政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を具体的にはどのように講じて、運用を行うのか見解をお示し下さい。

次に、スマートフォン用電子証明書のiPhoneへの搭載などについて伺います。

日本における現状のスマートフォンの個人保有割合は77.3%。

メイン利用率は、iPhoneが50%、Androidが49.7%です。

即ち現時点で、電子証明書をスマホ搭載できるのはAndroidの端末のみであり、メイン利用の半数を占めるiPhoneユーザーが利用できませんので、改善を進めるべきであると提言を続けていますが、政府からは「調整をしている」「お待ちいただきたい」旨の答弁が繰り返されるばかりで、未だ実現には至りません。

そこで伺いますが、スマートフォン用電子証明書のiPhone搭載に関する交渉はいつから始めていますか。

また実現しない状況は一体どういう理由からですか。

更に本改正案が成立した際には、1年以内にカード代替電磁的記録のスマホ搭載が始まりますが、開始と同時にiPhoneユーザーも電子証明書・カード代替電磁的記録のスマホ搭載ができる状況となるのか、Androidユーザーとの格差が生まれるのか明確にお示し下さい。

そして、2026年に導入予定の次期マイナンバーカードの発行時にも間に合わない可能性があり得るのか、明快にお答え下さい。

そして、マイナンバーカード機能のスマホ搭載や次期マイナンバーカードへの切り替えにあたっては利用する各機関及び利用者への影響を考慮なくてはなりません。

医療機関など各利用機関等のカードリーダーでカードサイズなら入るがスマートフォンサイズだと入らない読み取り機はありますか。

また、入るがスマートフォンだと読み取れない機器はありますか。

更に読み取りが困難になる場合、外付けのカードリーダーを設置する必要などが生じると考えますが如何ですか。

それに加え次期マイナンバーカードの新暗号に対応したソフトウェアの提供なども必要になりますが、政府はこれらの課題に対して各利用機関等への継続的な支援策を具体的にはどのように講じ、どの程度の予算感を見据えているのか、詳細をお示し下さい。

次に、ジェンダー・ニュートラルなデータの管理と身元証明書の発行について伺います。

本改正案では、次期マイナンバーカードの導入に当たり、マイナンバーカードの電磁的記録事項として性別は残りますが、券面記載事項から性別を削除する方針とのことで、率直に評価します。

一方で、現在の住民基本台帳に登録をされている性別は「男性」・「女性」の2パターンで管理されています。

しかしながら、アメリカでは、運転免許証などの身分証で性別欄の表示を男性、女性の他に、トランスジェンダーを表す「X」とする公共機関が増えていますし、ノンバイナリージェンダーの考え方を取り入れているカナダ、デンマーク、ドイツなど多くの国ではパスポート上に「X」の表記が可能です。

世界的にもデータベースアプリケーションなどの情報システムでは、人の性別の表記について、国際規格「ISO5218」が定められており、1は男性、2は女性、9は適用なし、0は不明とし、性の多様性をあたりまえに包容しています。

本件について、2021年3月24日の衆議院内閣委員会において、私から国務大臣に伺わせて頂いた際に、「データの標準は国際標準に準拠することが非常に重要」・「各施策を検討する中で、関係省庁と連携していく必要があるテーマ」と述べられていたものの検討は進んでいません。日本においても性別の在り方については、ジェンダー・ニュートラルな発想で国際標準を捉えたデータの管理と身元証明書の発行に関して、関係省庁横断的に課題を整理し、実行することの検討を含めた議論を行って頂けませんか。見解を伺います。

次に、健康保険証のあり方について伺います。

2024年3月のマイナ保険証の利用率は5.47%であり、普及が進んでおらず、ピーク時の2023年4月の6.30%より約1ポイント低い状況です。

広く普及している今の健康保険証を無理に廃止して、マイナ保険証に置き換えるという壮大な無駄を進めるよりも、健康保険証を残した方が効率的ですし、健康保険証を2024年の12月に廃止することにこだわる必要は全くありません。

政府が本来的に行うべき政策は利便性、効率性の向上に資するUXに優れたソリューションを提供し、結果としてマイナ保険証を誰もが自然に欲しくなる仕組みを構築することであり、健康保険証を強硬廃止することではありません。

立憲民主党は、健康保険証の廃止を延期する法案を昨年国会に提出しています。一度立ち止まることは決して恥ずかしいことではありません。この法案にご賛同頂き、デジタルとアナログを併用しつつ丁寧にデジタル社会の形成を進めませんか。見解を伺います。

次に、避難時のマイナンバーカードの取扱いについて伺います。

2024年1月の能登半島地震を受け、河野大臣は避難時にマイナンバーカードを持つよう呼び掛けました。

一方で災害発生時は、荷物は何も持たず「命を持って逃げろ」というのが原則であり、災害リスク学専門の東京女子大学の広瀬弘忠名誉教授は、「マイナカードを探している間に、津波が襲ったらどうするのか。河野氏の呼びかけは災害の危険を理解しておらず、誤ったメッセージになりかねない」と危険視しています。

実際に能登半島地震の避難者から、「逃げるのに必死でマイナンバーカードを持ち出すどころではなかった」という声がありますが、これら

の状況を踏まえても河野大臣は当該呼び掛けが適当であったと考えていますか。

更に4月17日には豊後水道を震源とする地震が発生しましたが、今後
も避難する際にはマイナンバーカードも一緒にと呼び掛けを続けます
か。

またこうした呼び掛けを行うことよりも先に、例えばマイナンバーカ
ードを紛失した者に対しては即日再交付できる体制を整備するなど、被
災者のニーズに寄り添った仕組みを導入する方が大切ではありません
か。河野大臣の見解を伺います。

次に、インターネット投票について伺います。

現在、マイナンバーカードは人口の約73.5%が持っており、デジタル
インフラが整いつつあります。

私はインターネット投票の実現を一つのライフワークとしており、3
年前の2021年には筆頭提出者として衆議院にインターネット投票導入推
進法案を提出致しました。

ネット投票は、今の投票制度に不自由を感じている多くの人たちの不
便を解消できると確信をしており、速やかに実現すべきと考えていま
す。

2022年の参議院選挙の際に行われたネット投票に関するアンケートで
は、各党が実現に賛成と答えており、反対表明はありませんでした。

そうした中、国会でネット投票に関する質問を行うとお決まり文句で
「各党各会派で議論」との答弁が返って参りますが、ネット投票法案は、
国民民主党とも、日本維新の会とも共同提出をしてきた経緯があります

ので、与党がやると言えれば明日からでも実施に向けた具体的な検討を進めることができます。

本件を先月河野大臣に伺った際、「自民党の中でもしかるべきタイミングで議論が始まると思いますし、公明党の方にもお話をしているところでございます」との答弁がありましたが具体的にまだその動きは見えません。

そして残念ながら、現状は自民党がボトルネックとなり、政治と金の問題は、実態解明は不十分、処分は甘い、改革案はいまだに出て来ないなど、多くの政治改革が進んでいません。そこで伺いますが、河野大臣は、先月開催された民主主義ユースフェスティバルで「今やってる国会は今年の6月まで会期がありますからその間にしっかり議論をしよう。この通常国会が間に合わなければ、秋に臨時国会が行われるならそこで法改正をやるということも最速できる」と発言していますが、今年中にはインターネット投票に関する自民党内の合意形成が行われ、少なくとも2%の方しか投票できていない在外有権者の投票環境を改善する在外インターネット投票を可能とする法改正を実現できる見込みはありますか。国会の場でも明快にご答弁下さい。

本日質問した内容を政府がはぐらかし、実現に至らぬ場合には政権交代を実現して、真の政治改革、デジタル改革を皆様と共に進め、新時代を切り拓くことをお約束申し上げて質問を終わります。

(答弁要求予定：河野太郎大臣)